第六十六条第二項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長
第六十七条第一項	当該選挙	市町村の議会の議員及び長
第六十七条第五項	当該選挙	指定都市の議会の議員及び長

第八条の表第六十八条の項中「第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項」を「第六十六条若しくは前条第一項若しくは第三項若しくは第五項」に、「前条第一項」を「第六十六条若しくは前条第二項若しくは第五項」に改める。

農業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月十四日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十一号

農業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十五条第十項において準用する同条第二項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号中「見込」を「見込み」に改め、同条を第二条の二とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　法第八十五条第十項において準用する同条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、家畜共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家畜共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められることとする。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年七月二十四日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十二号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農村地域工業等導入促進法施行令の一部改正）

第一条　農村地域工業等導入促進法施行令（昭和四十六年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令

第一条中「農村地域工業等導入促進法（」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。」に、「第二条第一項の」を「第二条の」に改める。

第二条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第三条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「あつては」を「あつては」に改め、同項第四号中「あつては」を「あつては」に改め、ハを削り、同条第二項中「もつて」を「もつて」に、「であつて」を「であつて」に、「からハまで」を「又はロ」に、「であつた」を「であつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、「、同号ハ中「その市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数の」と、「その市の就業者数の」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数の」と」を削る。

第四条及び第五条を削る。

附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ロ中「第十七条の二十七第二項」を「第十七条の二十六第二項」に改める。

御名御璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三